

精神保健福祉法の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月10日に可決・成立
令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日）より施行予定

① 精神保健に関する相談支援体制の整備

(※参考資料1 3ページ)

- ・ 精神障がいの有無や程度にかかわらず実情に応じた包括的な支援の確保
- ・ 都道府県、市町村が行う相談対象者として「精神保健に関する課題を抱える者」を追加
- ・ 都道府県と市町村との協力体制の確保

② 医療保護入院の見直し

(※参考資料1 4ページ)

- ・ 家族等が同意・不同意の意思を表明しない場合にも市町村長の同意による入院が可能
- ・ 入院期間を6月以内と定め、一定期間ごとに医療保護入院の要件を医療機関が確認を行う
- ・ 入院措置を行う理由についても書面で告知（措置入院についても同様）
（令和5年4月1日施行）
- ・ 精神障がい者に対し身体に対する暴力等を行った者（DV加害者等）を「家族等」から除外
（令和5年4月1日施行）

③ 入院者訪問支援事業の創設

(※参考資料1 5ページ)

- ・ 市町村長同意による医療保護入院者等のうち希望者を対象に、都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う事業を創設し、外部との面会交流の機会を確保する。

④ 虐待防止に向けた取組の一層の推進

(※参考資料1 6ページ)

- ・精神科病院での虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付け
- ・精神科病院での虐待の通報を義務化
- ・虐待通報者の権利擁護
- ・都道府県等による管理監督の権限行使・虐待状況の公表について義務化